

川崎市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行実施要領（建設緑政局版）

（目的）

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められる。

本要領は、川崎市が発注するCCUSを活用する工事（以下、「CCUS活用工事」という。）の実施にあたり必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

（1）CCUS登録事業者

一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報及び雇用する技能者に関する情報、かつ、工事現場に係る情報を登録してCCUSを活用する者をいう。

（2）カードリーダー等

CCUSに対応したICカードリーダー（就業履歴が蓄積できる方法としてキャリアリンク※1）を利用した方法（電話やアプリケーションを利用して就業履歴を蓄積できる方法）を含む）をいう。

※1 国土交通省が認定したシステム

（対象工事）

第3条 川崎市が発注する令和5年7月1日以降の指名通知又は公告する工事で、受注者が希望する工事を対象とする。

（実施方法）

第4条 受注者は、CCUSを活用するにあたり、以下のとおり実施するものとする。

（1）受注者はCCUSを活用する場合、施工計画書にCCUSの活用内容※2を記載するとともに、CCUS登録事業者であることが確認できる書類※3を添付するものとする。

※2 活用内容とは、カードリーダー等により就業履歴の蓄積をすることとする。

※3 CCUS登録事業者であることが確認できる書類とは、一般財団法人建設業振興基金より送付のあった「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」又は「事業者登録完了メール」の写し（「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」をプリントスクリーンしたものも可）等とし、かつ有効期限内のものとする。

(2)受注者の責めによらない不測の事態が生じ、CCUSの活用が困難となった場合は、受発注者の協議によりCCUS活用工事の対象外とすることができる。その際には、変更施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。

(実績の確認)

第5条 受注者は、次の書類を打合せ簿に添付して監督員へ提出し、CCUSの活用状況について、確認を受けなければならない。また、確認を受けた書類は工事完成図書に含めて、発注者へ提出するものとする。

(1)現場ID登録が確認できる書類

CCUSからダウンロードできる就業履歴一覧表(月別カレンダー)

(2)就業履歴の蓄積が確認できる書類

CCUSからダウンロードできる就業履歴一覧表(月別カレンダー)

(工事成績評定点の加点)

第6条 監督員は前条に掲げるすべての書類が確認できた場合に、工事成績評定で加点(0.4点)する。

2 監督員は、工事成績評定点が、0.4点加点となるよう、考査項目・細別「5創意工夫」の「その他」において加点を行う。この加点は、創意工夫における加点の上限2.8点のうちに含むものとする。

3 第4条第1項第2号の規定によりCCUS活用工事の対象外となった場合又は第5条の確認ができなかった場合であっても、工事成績評定点を減点する措置は講じないものとする。

(CCUSに係る費用)

第7条 CCUS活用に係る費用(登録費用、機器設置費用、現場利用料等)は受注者が負担するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。